

大分県報

平成二十九年

第二九〇二号

七月二十八日

（金曜日）

目次

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
選挙管理委員会告示

大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における候補者の選挙運動に関する收支報告書の要旨……………一
監査委員訓令

大分県監査委員公印規程の一部改正……………二
公 告

土地改良区の役員の就退任……………三
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………四

○ 告 示

大分県告示第四百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十九年七月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあつた年月日

平成二十九年七月十日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク

三 代表者の氏名

井田 雅 貴

四 主たる事務所の所在地
大分市

五 定款に記載された目的
この法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動を行い、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図り、もつて消費者の権利の保護・実現に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
公告の方法の変更

○ 選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における鷺海豊候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年七月二十八日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

第一回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年5月28日執行大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,531,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	豊海 豊	所属党派	無所属	期間	5月8日から第1回分 6月12日まで
出納責任者氏名	山田 泰憲				

収 入	支 出
その他の収入	家賃費
3,000,000円	選挙事務所費
	通交印刷費
	信通費
	16,934
	16,564
	331,585
	642,600
	19,710
	44,087
	16,021
今回計	今回計
3,000,000	1,779,426
総計	総計
3,000,000	1,779,426

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	103,680円
	計	103,680円
報告書受理年月日	平成29年6月12日	第1回報告分

○監査委員訓令

大分県監査委員訓令第三号

大分県監査委員公印規程（昭和三十九年大分県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十八日

大分県代表監査委員 首 藤 博 文

第五条の次に次の一条を加える。

（公印の印影の印刷）

第六条 同一文書を多数印刷するときは、第一課長の承認を受け、押印する公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 公印の印影を印刷した文書は、その保管責任者を定め、厳重に保管し、公印印影印刷物受払簿（第一号様式）により、常にその使用の状況を明らかにしておかなければならない。ただし、第一課長が特に認めるときは、公印印影印刷物受払簿を省略することができる。

附則の次に次の様式を加える。

平成二十九年七月二十八日

大分県報（公告）

四

和 田 博 文	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
根 津 充 宏	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
山 本 高 行	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
石 掛 好 信	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
監 事 森 若 清 彦	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
堀 正 信	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
沖 本 利 治	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。
平成二十九年七月二十八日

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所
大分県知事 広 瀬 勝 貞

所在の不明な者の氏名	掲示場所
工藤三作、阿南ミカ	竹田市役所

二 通知の要旨
農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、平成二十九年七月十一日付け大分県告示第四百七号により行った同法第三十条の規定による通知